

令和7年 第11回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年11月25日 午後2時10分から午後3時31分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林 昇	出	
2	小川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小島 保	出		9	栗原 昇	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	小久保 隆義	出		11	新井 雅之	出	
6	浅見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸 健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤 結
次長	小俣千秋	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第11回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小川 隆

委員 小島 保

11. 議決事項及び議事の要領

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数4名、年間従事日数300日となっています。

譲受人は市内にて約5haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 林 昇委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 譲渡人については、今年の9月頃に体調を崩され、稲刈りを行うにも多くの時間を要するようになったそうです。体調不良により農業への気力も減少してしまい、後継者もいない状態のため、農地を手放すことを決めたそうです。

譲受人については、譲渡人が体調を崩された際の稲刈りを手伝った際に、農地を引き受ける話をされ、今回の申請に至ったそうです。譲受人は家族で営農しており、不耕作地もなく、経営規模拡大のためにも農地の取得を希望しております。

小委員会において慎重審議した結果、取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等はありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第41号については許可と決定します。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明

してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、お寺の墓地の追認申請となります。

今回の申請については、申請人であるお寺が所有・管理している墓地の一部の登記地目が畠であるため、転用の申請を行うものになります。申請地は昭和47年に実施された国土調査の際に筆界未定となっていたため、農地の転用申請が不可能な状態でしたが、この度、地図訂正および地積更正登記により筆界が確定したことから今回の申請に至りました。

申請地は転用許可を得ずに、現状墓地として利用されていることから、違反転用に該当し、農地法違反の扱いとなります。事務局から県へ事前に相談を行ったところ、本来であれば違反は是正の必要があるが、筆界未定のため農地転用申請が行えなかつたこと、墓という性質を考えると撤去が困難であることを鑑み、追認はやむを得ないと回答がありました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の中団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条第5号に該当すると考えられます。

また、一般基準については、追認のため新たに実施する工事等ではなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、住宅進入路への転用となります。

今回の申請については、申請地の隣地で農地転用許可を得て住宅を建築したところ、申請人の自宅敷地では建築基準法上での道路として認められるものが存在しないことが判明したため、路地状敷地を設けるために今回の申請に至りました。

現地については、払い下げ予定の市道が1.8mあり、申請地と合わせて幅員4mになります。申請地が既存の市道部分と一体化され通路の状態になっていますが、事前に県に確認したところ、問題ないと回答を得ています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の中団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、貸駐車場としての転用となります。

今回の申請については、現在申請人が所有している土地を近隣のマンション・アパート等の住民が利用する貸駐車場としていますが、その土地に新たな建物が建築されるため、駐車場の代替地が必要になったとのことです。

現地については、農地として適正に管理されていることを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の中団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、

周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 西嶋推進委員

2番 勝呂地区 中島推進委員

3番 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番の案件について、申請地はお寺の墓地の一部が畠であったため、追認で転用許可を受けたいとのことでした。事務局の説明でもあった通り、墓地という性質上、撤去を行うことは困難であると考えます。

小委員会としましては慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

委員 2番の案件について、所有者の自宅前の畠に申請人の息子夫婦の自宅を建てる際、申請人の住宅に対して基準法上の道路が存在しないことが判明しました。住宅に至るまでの道が市道だったため、維持管理課へ相談を行ったところ、払い下げを行うこととなりました。しかし、道幅が2m未満で建築基準法上に問題が生じるため、4m幅の路地状敷地として転用することとなりました。

申請地周辺の農地は全て申請人の所有地であり、転用による周辺農地への影響はないと考えます。小委員会としましては、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 3番の案件について、申請人経営のアパートを増築するにあたり、既存の駐車場がなくなってしまうため、所有農地を駐車場に転用したいとのことでした。畠をなくしてしまうのは勿体ないのではないかと話をしましたが、アパート住民の駐車場をなくすわけにはいかないとの思いがあり、やむを得ないとの結論となりましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑等はありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第42号は、許可相当と決定します。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については防草シートで管理され、農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請地については、地目が雑種地の部分も含んでおりますが、農地部分については多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等ではなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられるが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者ではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員

3番 坂戸地区 松永委員

4番、5番 入西地区 人見推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、申請地は譲渡人の兄が耕作を行っておりましたが、その方が亡くなった後は耕作を行う方がいない状態でした。譲渡人も高齢で、農地の管理も困難であることから手放すこととしたそうです。

近隣は宅地化が進んでおり、周辺農地への影響等はないと考えます。小委員会としましても慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件については、申請地は休耕状態であり、周囲は住宅に囲まれているため近隣農地への影響はありません。

小委員会としましては慎重に協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

委員 3番案件については、申請地はかつて譲渡人の父が田として耕作を行っていましたが、水捌けが悪く耕運が難しいと話していました。隣地は昨年に転用の許可を受け、今回の申請についても耕運の困難な農地のために手放したと思われます。耕作が行えなければ荒れてしまうため、転用も致し方ないと考えます。委員皆様の審議をよろしくお願いいたします。

委員 4番案件については、先月に審議を行い、許可済みとなった隣接地になります。譲渡人については高齢で後継者もなく、体調も思わしくないことから、規模の縮小を考え、農地を手放すこととしたそうです。

近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

5番案件については、譲渡人は県外在住のため、近所の方に話を伺ったところ、譲渡人は相続により農地を取得されましたが、ほとんど訪れたことはなく、長年耕作は行われていない状態とのことでした。

周囲の状況としては、住宅も多く、近隣農地への影響はないと考えます。小委員会で慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので採決を行います。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第43号は、許可相当と決定します。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数1件、筆数8筆、面積が合計6, 101m²となっており、契約の始期は令和8年2月1日となっております。

耕作者は主に三芳野地区及び勝呂地区で約74haの農地を耕作しており、主に水稻と小麦を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和7年11月30日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業での面積は91, 212. 92m²、令和7年12月1日始期の農地中間管理事業の面積は46, 350m²、合意解約された面積は5, 415m²となり、差引しますと、令和7年12月1日設定後の利用集積面積は3, 417, 028. 94m²となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原委員

委員 耕作者については、三芳野・勝呂地区を中心に主に水稻・小麦を栽培しており、長年耕作を行っている法人になります。今回の借入地が増えても問題なく耕作が可能と考えております。小委員会においても、特段問題なしとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は举手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第44号は「意見なし」と決定します。

報告第11号 専決処分の報告について

議長 報告第11号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第11号ですが、令和7年10月の専決処分については、農地法第3条の3の相続での届出1件、農地法第5条の農地転用での届出9件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第11回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年11月25日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員